

令和３年度第６回茅ヶ崎市市民活動推進委員会 会議録

議題	(１) 「協働のガイドライン」改定について (２) その他
日時	令和３年１１月４日（木） １５時００分から１６時３０分
場所	市役所本庁舎４階会議室５
出席者氏名	(ＷＥＢ会議により出席) 大畑朋子 町田有紀 坂田美保子 石田貴一 貴島義夫 海野誠 原田晃樹 山田修嗣 事務局４名（市民自治推進課） 三浦課長、小西課長補佐、遠藤主査、柿澤主任
欠席者	市川歩 森永信道
会議の公開 ・非公開	公開
傍聴者数	０名

○事務局

定刻になりましたので、始めたいと思います。本日は、ご多忙の中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

茅ヶ崎市では、新型コロナウイルス感染拡大を防止するために、審議会の開催に当たっては、消毒液の設置や換気に取り組ませていただいております。皆さまにおかれましても咳エチケット等にご協力いただきますようによろしくをお願いいたします。

また、万が一、この委員会の中でコロナウイルス感染者が発生した場合には、皆さまのご連絡先等の情報を保健所に提供させていただくことがございますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

1つ事前にご連絡がございまして、これまで委員を務めていただきました杉村委員ですけれども、10月末でタウンニュース社をご退職されましたので、これに伴って委員をご辞職されております。なお、後任の委員につきましては、現在、調整をさせていただいているところでございますので、当面の委員数は10名ということで本審議会を開催していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に本日のご欠席でございますけれども、市川委員、森永委員よりご欠席のご連絡をいただいておりますので、本日は8名の委員にお集まりいただきました。茅ヶ崎市市民活動推進委員会規則第5条第2項に規定する、委員会の開催のための定足数は満たしていることとなります。

続きまして、本日の資料を確認させていただきたいと思っておりますので、お手元にご送付させていただいているものをご用意をお願いいたします。

資料1といたしまして「『協働のガイドライン』改定の概要について」。資料2『協働のガイドライン』（改定素案）に対する委員意見と対応方針」。資料3「“協働”の考え方・進め方」についての書面ヒアリング結果について（案）」。資料4「協働のガイドライン（改定素案）」へのコメントに対する市の考え方（案）」。資料5「協働のガイドライン（令和3年11月改定素案）」。また、本日、机上配付といたしまして、「市民活動推進補助事業変更承認申請書」。参考資料1といたしまして「4 H e a r t s 市民活動推進補助事業企画書」の2点を置かせていただいております。

過不足はございませんでしょうか。

それでは、委員長に開会の宣言をお願いします。山田委員長、お願いいたします。

○山田委員長

皆さんこんにちは。よろしくお願いします。

今日は、『協働のガイドライン』の改定作業の特に説明部分を中心に審議をしていくということになっております。

予定の議題数は1件なんですけど、その中身が結構多岐にわたるといえるのか、様々な資料の説明を伺うことが中心になるかと思います。適宜ご質問、ご意見とかありましたら、伺

う中で進行してまいりたいと思います。

それから、引き続き、この諮問の協働のガイドラインの改定という1番の話のところが今日のメインの内容になりますので、改めてご確認ください。

○事務局

1件、今年度実施している補助事業の中で変更の申請がありました。委員の皆さまは、選定にかかわっていただいていないので、もともとの事業がどういう概要かというご説明と、変更内容をご説明差し上げて、委員からアドバイスをいただければと思います。

○山田委員長

それでは、議題の1番の「協働のガイドライン改定作業について」ということです。これは、資料が関連するものが資料の1から5までということなので、まず、全部お話を伺ってから、その後、質問とご意見をとしたほうがわかりやすいと思います。事務局からの説明をまずよろしくお願いいたします。

○事務局

前回から引き続き、『協働のガイドライン』の改定ということで、皆さまよろしくお願いいたします。

まず、資料1、A4横の資料をご覧くださいませでしょうか。こちらで改めてガイドライン改定の概要についてご説明をさせていただきます。

この資料の中、右上の1番のスライドです。まず、そもそも「協働のガイドライン」という資料は、職員向けの手引き、協働の考え方・進め方をまとめた手引きという形になります。

ちなみに、スライドの中ほどに「背景の変化」というところがあるのですが、これまで協働推進事業という、市である程度の枠予算を持って、その中で市と市民活動団体が協働で公共サービスを展開するということをやってきたのですが、それが財政状況ですとか、あとは協働推進事業自体の提案件数の減少などもあって、現在、廃止しているという状況であります。

こうした状況を踏まえながら、そうはいっても、協働自体は市の総合計画でもしっかり位置付けられているものですので、推進していく必要があります。特に、これまでの協働推進事業の実績とか評価を踏まえて、より市民活動団体の皆さんの力を活用できるような様々な形での協働を推進していきたいと今検討しております。

そうした中で、このタイミングで『協働のガイドライン』を改定して、まず考え方を整えて、職員一人一人が多様な協働を推進するための環境を整備していきたいと考えています。

資料の2番目、これまでの経過になります。

まず、前回第5回の市民活動推進委員会で皆さまからご意見をいただいております。こちらは資料2として後ほど概要をご説明させていただきます。あわせて、市民の方から意見をいただいております。こちらが資料3として後ほどご説明させていただきます。さらに、茅ヶ崎市で市民活動団体の支援をしている市民活動サポートセンターからも意見をいただいております、こちらが資料4になります。

今回は、前回の議題、推進委員会資料2から、市民意見、サポセンの意見、資料3、4を踏まえて、改めてこういった形でガイドラインを改定したいという素案を示させていただきます。

スライドの3枚目、今後の進め方ですけれども、まず、令和3年度の改定としては、先ほどご説明した、既に廃止になっている協働推進事業の削除。それと、これまでのご意見を踏まえて、協働のメリットの追記等、こういった部分を改定したいと考えております。

改定の進め方は、前回の説明から少し流れを変更したいという部分で、まず、協働推進事業の削除等を令和3年度に行う。その後、3枚目のスライドの下の方にあるのですが、令和4年度以降、引き続き検討しながら、前回もご意見をいただきました、市民活動げんき基金補助事業との関係、また、協働の実施形態、実際に協働を推進するための施策については、引き続き検討しながら改定をしていきたいと考えております。

こちらについて、様々なご意見をいただいた部分ではあって、これが先送りになってしまって申しわけないのですが、協働の実施形態であれば、庁内の調整も必要になってくる部分がありますので、大きな改修になってしまうというところですのでご理解をいただければと思います。また、市民活動げんき基金補助事業の関係で言いますと、今回、かなり委員が改選となっておりますが次の委員会から、応募をいただいた様々な団体の選定をしていただくという流れが、出てくるという形になります。

そういった選定作業の中で、市民活動げんき基金補助事業の制度そのものですか、茅ヶ崎の市民活動団体の状況、前回のご意見の中でも、市民活動団体の組織基盤が弱いのではないかというお話もあったのですが、そういった部分を感じていただけたところがあるのかなと。そういった議論を踏まえて、引き続きガイドラインに反映していったほうがいいのではないかとこのころです。

あと、もう一点、茅ヶ崎市の総合計画が改定されたということは先日もお伝えしたのですが、その下にある、具体的に各課がどういう事業をしていくかというところの実施計画がまだできていないという状況です。そういったものを今後策定していくことになりますので、実施計画ができていくと、今後、協働のガイドラインを活用してどういったことを行っていくのかがよりわかりやすくなるかと思っておりますので、ガイドラインの改定については、これから段階的に改定をしていきたいと考えております。

以上が改定の概要になります。

続けて、資料2、3、4と、これまでいただいたご意見を順にご紹介させていただきます。

まず、資料2が、前回委員会でいただいた意見の概要になります。

意見については、キーワードだけとし、かなり簡潔にまとめさせていただきました。

順番にご説明しますと、まず、タイトルについてです。これまでなかったサブタイトルを設定した部分。こちらについては、一番右に市の考え方がありますとおり、新しい総合計画があって、その中で将来像の中に「みんなで」という、協働とか市民活動につながる部分がありましたので、そちらをつけ加えるためにサブタイトルを追加したというところでございます。

続いて、4ページの「協働の基本的な考え方」の中の「市民活動団体等にもたらされる効果」です。こちらは、議論の中で、結果的にはありますが、市民活動団体側にも、経験値の獲得ですとか、市との新しいネットワークの構築といったメリットもあるというお話をいただきました。こちらについては、ガイドラインに追記しながら、周知等にも活用していきたいと考えております。

続いて、4ページ目、「協働の実施形態」。こちらは幾つか御意見をいただきましたが、まず、協働事業が具体的な成果を伴う活動（公共サービス）というものであれば、共催とか実行委員会は協働事業と言うには違和感があるのではないかと。共催とか実行委員会も協働ではあるのだけれども、協働事業と言うと少し違うのではないかと。このあたりについては、協働事業というものをこれまで茅ヶ崎市として定義をしてきていなかったというところもあります。どこまでが協働事業なのかというところについては引き続き検討が必要であると考えております。

また、げんき基金補助事業の位置付けと、ガイドラインの全体像の整理も必要なのではないかと。委託や指定管理の場合は、協働とは言いながらも、共通の目的に向かって一緒に行動するという感覚が持ちにくいというご意見もいただきました。

これらについては、表現の修正をするとともに、実施形態等については引き続き検討していきたいと考えております。

資料2の裏面をご覧くださいませでしょうか。6ページの「協働の実績」のところ、各課の職員が協働をどれくらい意識しながら業務に当たっているか。こちらについては、今までの総合計画の中でも、事業を検討する段階では、協働という視点があるかどうかというのはチェックするようになっておりました。この部分については、引き続き職員が意識できる形で周知等をしていきたいと考えております。

最後はガイドラインを改定した後の活用方法です。

まず1つが、協働の目的の一つが、先ほどのご意見と関連するのですけれども、市民活動団体が公的なサービスを担うようになるということであれば、より普通の協働から事業化になるような仕掛けづくり、ステップづくりが必要なのではないかと。また、ガイドラインを改定した後に、こういった仕組みで市民活動団体をサポートしながら協働を進めていくか、こういったご意見をいただいております。具体的な仕組みについては、引き続き検討してまいります。これまで市民活動推進委員会でご意見をいただきました、情報発

信ですとか、交流の場づくり、コーディネートといったものをキーワードとして仕組みは検討していきたいと考えております。

最後の「ガイドラインの改定後の活用について」ですが、ガイドラインそのものよりも、それをどう活用して協働を推進するかということのほうが大事なのではないかというご意見をいただいております。その中でも特に、相互理解、職員の意識というのが大事なのではないかということでした。また、ガイドラインを職員の研修に活用するというお話をさせていただきましたが、こういった階層の職員、こういった経験年数の職員に、どのタイミングで、どういう協働の情報を提供するか、こういったことも大事なのではないかというご意見をいただきました。また、ガイドラインの公表方法についてもご意見をいただいております。

職員研修については、前回の審議会の中でも、新採用職員研修では活用しているというお話をさせていただきました。補足させていただくと、今までも協働推進事業という事業化するに当たっては、各課の監督職と呼ばれる係長という階層の職員に、協働で事業をするについてはこういった制度があって、こういった部分が注意事項なのですというところを、説明会と研修を兼ねながら実施してきたという形になります。

また、ガイドラインそのものについては市民の方にも公表しております。

次に資料3、市民意見の説明をさせていただきます。

市民意見につきましては、9月に、市民の方に意見をお聞きしております。市ホームページのほか、サポートセンターに登録している350団体ほどにメールを出してご意見をいただいております。

また、市議会議員へのポスティングも行っていて、何名かの議員からもご意見をいただきました。内容としては、協働の実施形態のところで、委託とか指定管理に協働の要素を持ち込んでしまうと、契約で取り決めたことと、協働で話し合う部分と、責任の所在が曖昧になってしまうのではないかとといったご意見をいただきました。

その後、市民の方は全部で4名の方からご意見をいただきまして、順番にご紹介させていただきますと、まず意見1、幾つか項目が分かれていますのだけれども、前段として、協働で市と事業をやる場合は手続が煩雑だということ。こちらをまずいただいています。

その上でということで、ボランティアは持ち出しを伴う活動が多い。善意の持ち出しが伴って市民活動をしているということ、こちらも前提として捉えてほしいという御意見です。

また、1ページ目の最後になりますが、相互理解について。こちらも委員会と同様に、役所には異動があって、人が変わっていく中で、多くの職員が、協働についてとか、団体について理解をしていくことが重要だというようなご意見をいただいております。

ページをめくっていただきますと、委託、補助についてです。こちら、協働の形態ではあったのだけれども、令和3年度、令和4年度については、市の財政状況が厳しいということもあって、委託、補助については、かなり踏み込んで見直しを行っております。

おそらくそういったこともご存じな上で、こういった部分で協働していく可能性はあるのでしょうかという投げかけをいただいております。

最後、後援です。こちらについても協働の一形態と位置付けられていて、今までですと、後援事業については、市のホームページですとか、広報紙に載せて支援をしていたのですけれども、実はこのタイミングで10月から市の広報紙がリニューアルして、だいぶ中身を入れかえております。リニューアル後の運用の中では、後援事業を市の広報紙に載せられるスペースに限りがあるということで、月1回当たり数事業しか載せられないという形になっておりますので、今の経過を考えると、広報としての市の支援というのも弱くなってしまっているのではないかとご意見をいただいております。

こちらについては、市の考え方とすると、今まで、もともと協働推進事業という枠で予算を確保していた事業については、事業の選定から、事前のプレゼンがあって、評価があってということで、手続が煩雑だったということは事実でございます。今後は、様々な協働を進める中で、それぞれの形態に合わせた対応をしていければと考えております。

ただ、どうしても形態によって、委託であれば契約が必要で、事後の報告が必要でといった部分は出てきてしまいますので、そのあたりについては、実施形態に応じた手続内容もあらかじめお互いに理解しておく必要があるのかなと感じております。

また、ボランティアの皆さまからの善意の持ち出しも含めて、相互理解の重要性、あとは、今、厳しい財政状況ではあるのですけれども、だからこそ市民活動ですとか協働というのが、総合計画にも位置付けられて重要なものとなっておりますので、そういった部分を大切にしながら事業を展開していきたいと考えております。

続いて、意見の2番目が、こちら大きく2つに分かれていて、1つ目が事業内容とか成果に関する報告義務の提案です。協働でこういった活動をしたのか、その活動内容とか成果を報告するような提案。また、もう一点が表彰制度の提案といった形になっております。

先ほどもご説明したとおり、協働についても実施形態に合わせて、報告とか評価というのは必要になっております。特に、これまでの協働推進事業というものについては、市民活動推進委員会で事業の事前評価をして、実際に事業が終わった後については、事後評価も行っておりました。このあたりについては、当然、報告、評価が必要ではありますが、特に協働ならではの評価の視点が必要だということで、ガイドラインにも、評価の視点として、目的の共有、役割分担といったものを記載させていただいております。

ページが変わりまして、意見3になります。こちら大きく幾つかに分かれておりますが、最初の部分が、「協働の意義」について市側からしか触れられていないのではないかなというようにお話がありました。こちらについては、協働のガイドラインがあくまで市の職員のための手引きであるので、そのあたりの整理が曖昧な部分がありましたので、今後、整理していきたいと考えております。

「2ページ目」で始まる部分については、「行政とは異なる価値観」という記述を

「行政とは異なる特性・特徴」にしたほうがよいのではないかというご意見です。こちら、文章の中で、最初に「特性」という言葉を使って、その後「価値観」という言い換えをしていたところがあるので、そこを文章全体を整理して、全体として特性となる形でガイドラインの修正案の作成をしています。

続いて、「5 ページから」で始まる部分です。「協働の進め方」について、実際に協働を進めていく中で、実施中の連絡体制も重要なのではないかというご意見をいただいております。こちらについては、今までも記載はありましたが、この後のサポセンからの基意見でも同様の御意見をいただきましたので、記載を厚くするという対応をしています。

続いて、意見 4 です。「市各課・調整会議について」ということで、市の中の役割分担とか各課の業務の割り振り、こういったものが市民活動の側からは理解しにくいのではないかということです。こちらについては、今まで協働推進事業を行った団体からもヒアリングで御意見をいただいております。こういった部分を見える化したり、つなげやすくする。そういった部分を市民自治推進課と市民活動サポートセンターで担っていければなと考えております。

意見 4 の後段については、一番最初の意見と同じような形で、補助金のカット等が進んでいるというようなご意見をいただいているところでございます。

最後、意見 5 では、様々なテーマについて、パブコメそのものですか、自治会活動まで、幅広くご意見をいただいております。ご意見をいただいているように、様々な課題があるので、こういった課題は、それぞれ市民活動団体が活動されている分野だと思いますし、それが協働の対象になると考えております。

以上が市民からの意見という形になります。市民の方も熱心に資料を読んでいただいて、様々ご指摘をいただけたと考えています。

続いて、資料 4 です。サポートセンターからの意見になります。

順番にご説明させていただきますと、まず「改定素案に関してご検討いただきたい点」ということで、四角囲いがサポセンからのご意見です。まず、『協働のガイドライン』の想定読者についてです。こちらでも委員会からご指摘いただいたとおり、職員なのか市民なのかわかりにくい部分がありましたので、そこらは整理をさせていただきました。

続いて、ガイドライン見直しの理由について、全体的に後ろ向きなのではないかという意見をいただきました。こちらについては、前回の委員会の中でもご意見がありまして、協働推進事業の廃止も一つの契機ではあるのですけれども、これから様々な形での協働を進めていきたいという思いですので、表現を修正させていただいております。

続いて、「『協働のガイドライン』を活用する対象者について」です。実際には、タイトルを「市民活動団体と市との協働のガイドライン」と明記したほうがわかりやすいのではないかというご意見です。令和 3 年度については、限定的な修正という形になりますので、引き続き、このあたりについては検討していきたいと考えています。

続いて、1 ページから 2 ページ目にかけてです。「協働によってもたらされる効果」

の対象範囲。こちらは、市民の御意見としてもいただきましたが、市に対してどういう効果があるかというところが示されていないのではないかとご意見です。市に対する効果というのが、別の項目、協働の意義といったところに書かれておりますので、必要な部分は追記をしながら、すみ分けを整理したところでございます。

続いて、2ページの中ほど辺りの御意見です。協働の実施形態。4ページ目の記載について。こちら、市民活動推進委員会と同様に、指定管理について、どこまでが協働なのかのわかりにくいのではないかとご意見です。あと、補助とか後援というのが、協働なのか支援なのかというようなお話もいただいております。

市としては、指定管理も、補助も、後援も、広い意味での協働であると考えているのですが、それぞれの表現等について引き続き検討したいと考えております。

2ページ目の下から3ページにかけて、「協働を推進するために」の各項目について。こちらは、ガイドラインの一番最後のほうにあるのですけれども、協働を推進するために市が何をやるかというのが、簡単に言ってしまうと、今までのガイドラインのほうのわかりやすかったのではないかとご意見でした。実は、今までのガイドラインは、協働推進事業を中心に編成されていて、協働推進事業を進めていく中で市民自治がこれをやるというのが明確に出ていたので、今回、協働推進事業が廃止されているという状況により、そのあたりが全体に通じる表現として、少しぼやけてしまったところはあるのかなと感じております。これについては、協働を推進する具体的な取り組みの検討とあわせて検討していきたいと考えております。

続いて、「協働の実施に当たっての留意点について」ということで、協働事業を実施する留意点について。市民の方からもご意見をいただいた部分ですが、互いの特性や立場の違いを理解した上で、役割分担等について十分な協議を行うという形に修正をしております。

続いて、職員研修資料に関する提案についてということで、府中市ですとか横浜市ですと、『協働のガイドライン』とあわせて職員向けのチェックシートみたいなものがあって、協働するときは計画段階でこういう注意をしましょうとか、その中に役割分担とか相互理解と入っていて、そういうチェックシートを使ったらどうかというご意見をいただいております。

その他気になった点ということで、3ページ目以降から記載した通り様々なご意見をいただいております。

ご説明した資料2前回の推進委員会、資料3市民意見、資料4サポートセンターの意見を踏まえて修正したものが、資料5のガイドラインになります。こちらは、前回資料からの主な変更点については網かけで示しておりますので、そちらを主にご説明させていただきます。

1ページの「改定の趣旨」については、特にこの資料では網かけはございませんが、サポセンからの意見を踏まえて、前回の委員会では既に資料の修正がされていたという形

になります。

続いて、2 ページ目からの「協働に関する基本的な考え方」につきましては、2 ページで「協働の定義」を説明した後に、3 ページ目の中で「協働の意義」、その後「協働の領域」を示しております。こちらが「価値観」という文言も入っていましたが、2 行目の最後にある「特性」という文言に整理しております。

3 ページ目、「協働のルール」等があるのは、これまでと同様でございます。

4 ページ目、項番 5 「協働によって市民活動団体等にもたらされる効果」。こちらは、前回委員会の中で意見がありました経験値の獲得ですとか、担当課とのネットワークづくり、こういった部分を追記させていただいております。

項番 6 「協働の実施形態」の中で、委託と指定管理については、説明の後半の辺りに、協働の場合においても、委託、指定管理においては、それぞれ仕様書ですとか協定書がありますので、そういった部分に則って責務を果たさなくてはいけないというところを 1 つ追加させていただいております。

また、委託については、これまで枠予算で実施してきた協働推進事業というものをやった後に委託化するものも協働委託に含まれているケースが多かったので、そのあたりについて追記をさせていただいております。

5 ページまでが「協働の実施形態」となります。。

6 ページが「協働の実施形態」の続きなのですが、前回の委員会の中でも、様々な協働がある中でも、公共サービスという視点では、事業色が強いもの、この中では委託とか事業協力というものを挙げさせていただいておりますが、サービスの内容に応じて、補助とか後援から、事業色が強いものについて移行するということも検討する必要があるということで、こちらについても追記をさせていただいております。

続いて、9 ページからが「協働の進め方」です。

順番に、対象事業、パートナーの選定、その後の 3 番「協働の実施にあたって」という中で、文言の修正。特性、立場を理解した上で役割分担等をしましょうといったところを追記させていただいております。

この後、11 ページからが推進体制という記載になっております。

これまでの委員会を踏まえた形で資料 5 のような形に整理をさせていただきました。こちらが現時点での改定素案です。

また、資料 1 でご説明させていただいたとおり、今回は協働推進事業の削除と、文言等の修正という形になってしまいますが、今後、事業を実際の具体的な仕組み等を考え、そういった中で必要な改定は随時行っていきたいと考えております。

説明が長くなりましたが、事務局からは以上となります。よろしくお願いいたします。

○山田委員長

ありがとうございます。

それでは、資料１の内容を忘れてしまった感じもありますので、最初に資料の番号ごとにご質問があれば、まずは質問をしていただいて、ナンバーごとに質疑応答をした上で、その後に資料の１から５までの内容に関するご意見等を伺うという流れでやったほうが思出しやすいかと思いますので、そのような進め方でいきたいと思います。

それでは、まず資料の１番に戻っていただきまして、この内容について、また文言についてご質問があれば、お尋ねいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○海野委員

資料１のこれまでの経過の中で、様々な団体から意見を集約してきたのですけれども、これはこれで、一旦ここで終了という形でよろしいでしょうか。

○事務局

ひとまずこの段階では一度終了して、いただいた意見については、今回、委員会の資料になったような形で、今、市としてはこう考えていて、ガイドラインを一旦こういうふうに変更したいというところまでは情報提供したいなというふうに考えております。

○海野委員

わかりました。

この次のほうにかかわるのですけれども、市の考え方の中で、修正しますとか、見直しますとかという言葉があるのですけれども、今回の資料ではそれは全て網羅されているということなのか。

○事務局

反映しております。

○海野委員

枠がついていないのですけれども、この答えで全て反映されているというふうを考えてよろしいですか。

○事務局

はい。

○海野委員

わかりました。ありがとうございます。

○坂田委員

3番の今後の進め方のところで、市民活動げんき基金補助事業との関係というところがあるのですが、上の小さい四角の中に「補助事業の選定を中心に『協働のガイドライン』改定の答申を審議」とあるのですが、市民活動げんき基金補助事業の考え方というものが、平塚にも市民活動推進補助というのがあるのですが、公共事業に関する市民の公共サービスですね。課題解決のための事業というところにかかなり傾斜していくような気がするのですが、平塚の場合も、茅ヶ崎の団体も幅広い事業をやっていると思うのですけれども、団体が様々なことを思いついてやりたいことについても補助をするという仕組みではないかと思っているのですね。必ずしも協働に向かうというものではない部分もあるかと思うのですが、そこに向けて市民活動げんき基金補助事業を進めていくという考え方と理解してもいいんでしょうか。

○事務局

委員ご指摘のとおりで、茅ヶ崎も市民活動げんき基金補助事業については、市民活動団体が自主的に行うもので公益性があるものについては、幅広く支援をしていくという形になります。特に協働事業と呼ばれるものについては、公共サービスですので、市と方向性がより一致していないと展開ができないというところがあります。もちろん、市民活動げんき基金補助事業の事業が全て協働にそぐうか、そぐわないかというところはあると思うのですけれども、事務局のイメージとしては、市民活動げんき基金補助事業を大幅に修正して協働に寄せていくということではなくて、市民活動げんき基金補助事業は市民活動げんき基金補助事業で1つ制度、仕組みとして残しながら、例えば、市民活動げんき基金補助事業の中でも、今後の展開、市の方向に沿う団体もたくさんあると思いますので、そういったものと行政をうまくつなげていくような仕組みづくりとか、あとは、市民活動げんき基金補助事業をやっている団体、同じような活動をしている団体もわりと横のつながりがなかったりというようなこともあるので、そういった団体同士を横につなげることによって、もしかすると団体同士の協働につながるかもしれないというところがありますので、そういったところを今後考えていきたいなということです。あくまで今の段階なので、市民活動げんき基金補助事業で支援する対象を狭めたりとか、そういったイメージは今は持っておりません。

○坂田委員

私の理解するところとほぼ同じだったなと思っているのですけれども、多様な機会を提供する意味での市民活動げんき基金補助事業というその位置付けはそのまま持っていたくということと、協働というものにつなげていく仕組みをガイドラインの中でもうたっていくというこの理解でよろしいですか。

○事務局

ただ、ガイドラインでは、正直、今の段階でそこまでうたいきれないかなと思っていて、補助は協働の一つの形態ですというところとか、あと、コラムみたいな形で書かれているとおり、その中に市民活動推進げんき基金がありますよというところに、今の段階では留めたいと考えています。

○坂田委員

ありがとうございます。

○山田委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

では、今の坂田委員のご質問のところが、資料1のとりあえず合意事項ということですね。つまり、今年度やるべきところは改定作業で、今ご指摘くださったような、協働というキーワードの上下に一体的につながるような仕組みについては、来年度、できればさらなる改定作業として委員会の宿題にしたいというのがご提案なので、そこを今確認していただいた上で、皆さんもご理解いただきたいということだと思います。

他にはよろしいでしょうか。

それでは、続いて、資料2をご覧ください。これはこの委員会から出た意見なので、皆さまの側から、言葉のニュアンスですとか切り取り方についても少し含めていただいて結構ですので、ご質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。

これは、確認とお願いみたいなのなのですけれども、項目の2番目の4ページのところの話だったのですが、これはたしか前回の議論では、確かに様々な利点があります。これはそうなのですけれども、多くの方々が、主語と述語と目的語の関係をうまく調整したほうがわかりやすいですと。つまり、誰向けに語った言葉なのかというのがあった上で、その後初めてメリットというのが確認できるという意見もあったと思うので、そこは、今回、きちんと確認をしていただいて、ガイドラインというのは、まず庁内向けに発表するものだという切り分けを一個していただいたのが今の確認だとすると、この中にあるコスト面のメリットは、実は市にもアピールしなければいけないというところがあって、その「市」という目的語について言うと、5番のところでも、先ほど説明したところで質問しようと思ったのですけれども、あの表の中に、実際にそれを受けとめる担当課や担当者、いわゆる市ですよ。ここがないと、実は主語と目的語の関係が、最後合わなくなるのではないかという気がしたので、そこは改めてこの項目の中で指摘をしておこうと思います。

つまり、対象が、今回、まず市民には発表はするけれども、直接語るメッセージでないというところを今決めたということであれば、直接語る人にちゃんとメリットを理解してもらうような話をきちんと周知していただくことが望ましいのではないかという意図です。その切り分けを、前回話があったので、改めて、質問みたいなコメントなのですけれど

ども、そういう話があったのか、そういうニュアンスがあったのではないのでしょうかという質問です。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、資料3に進みたいと思います。こちらは、市民意見の募集と返答ということでした。それについてはご質問ありますか。

よろしいでしょうか。

ちなみに、3週間公開して4名というのは、どういう感想というか、印象ですか。予想よりもあったのか、少なかったのか。

○事務局

少ないのかなとは思いますが。ただ、この前段にこれまで、今まで協働推進事業を行ってきた十数団体のヒアリングをしていたということもございます。あと、パブリックコメント、行政計画に意見をいただくパブリックコメントも、今、いただく意見の件数が、0から3件ということも多いので、現在の状況であれば、こういった形なのかなというところでは。

○山田委員長

では、3番はよろしいでしょうか。

続きまして、資料の4をご覧ください。こちらは、今度は茅ヶ崎市の市民活動サポートセンターのスタッフの方との意見交換で出されたやりとりだそうです。それについてご質問ありますか。

これは、よくわかっている方の質問とコメントなので、なかなか鋭いというか。

○海野委員

内容的に見ても、どちらかというところサポセンがメインではないかなと思ってしまいうくらいの。言われていることははっきりして、これを見てわかると思います。

○事務局

協働を実際に推進するに当たっては、市民自治とサポセンがうまく間に入って、どちらかというところサポセンがその中でも市民活動団体側からの意見なり情報を吸い上げるとか、市側の意見を市民自治推進課が集めて、うまくマッチングさせていきたいと考えています。

○山田委員長

こちらはよろしいでしょうか。

では、続いて資料5をご覧ください。これは改定素案ですので、今日、これで固定というわけではないと思いますが、もしもご質問がありましたら、できれば、まずは軽めのところからご質問がありましたら、お尋ねいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○貴島委員

協働関係というのを、市の職員へ新しく入られた方から教育とかあると思うのですが、この状態だと、一応係長職に近い部分から上ということですが、最初入られた方には軽くというか、全体的に、協働というのは何だよというのから始めて、管理職手前くらいまでに確実に実施していったらいいかなという思いで、それなりにみんな、どこに異動してもできるよという意味合いでは、もう少し最初からちゃんとやってあげたほうがいいのかなと思いますけれども。よろしくお願いします。

○事務局

ありがとうございます。今、新採用職員の研修については、実際にサポセンの職員が来てくれて、その前段として、市として協働はこういう位置付けなのですよというふうに説明した後に、実際、サポセンの職員のほうから、こういう手法もあって、様々な団体もあるので、ぜひ一緒にやっていきましょう。何かあったら相談をしてくださいという、わりとやわらかい切り口で最初はお示ししていますので、引き続き、今のご意見、工夫をしながら、協働については、総合計画で位置付けられているというお話をしましたが、その前段の自治基本条例の中での位置付けもありますので、様々な機会を捉えながら、庁内の周知をしていきたいと考えています。

○山田委員長

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、質問については以上とさせていただいて、当初の流れの説明のとおり、資料1から5までの内容が、今回の『協働のガイドライン』改定についてという、今の最新の部分だということです。こちらについて、ここからはご意見を交換しつつ、委員会としての提案とか、あるいは委員会としての方向性を協議してまいりたいと思います。それについてご意見ありましたら、お聞かせください。いかがでしょうか。といっても、今日決めるわけではないので、ここで発言したものについては、もちろん委員会の中でも、事務局もそれを踏まえて検討した上で、次の話題に進んでいくということにしたいと思います。

では、さらに条件を整理するために、令和3年度改定という、改定の一番最初のターゲットに向けてご意見などがあれば。今日の提案ですと、4年度以降に改定する部分についてはまだ時間があるということなので、これも宿題ではあるのですが、まず先に、今年度内に改定すべき内容として、皆さまのほうからご意見があればお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○坂田委員

素朴な質問をしてもいいですか。サポートセンターの市の意見交換の資料のときに、2 ページ目です。支援という位置付けになると対等にならないという部分がありますね。そこが、私自身も協働を進めていく中ですごく迷うところなのです。これは私の個人的な意見として発言させていただきたいと思うのですが。もちろん対等な立場で協働を進めていくというところが大前提であるとは思いますが、行政が支援、バックボーンであるところというのは、協働をやっている団体、あるいは事業者もそうですけれども、それがあるというのはすごく後ろ盾になっていて、対等であるのだけれども、支援というものがあということが私は促進をするような気がするので、そのこの部分の言葉の扱いを丁寧にしたほうがいいかなと思っています。一緒にやっていく中で、行政の立場というのは、まちづくりであったり、様々な地域の活動であったりという、支援をしたり、コーディネートするというのがもともとにあると思うのですね。それを対等というところに言い過ぎてしまうと、市民側も、対等という、結構肩が張ってしまいますし、もちろん、組織基盤強化は進めていかなければいけないところではあるのだけれども、その言葉の使い方を私は少し慎重にしたいなというのがあるのですね。対等はもちろんそうで、私も対等でやるべきだと思うのだけれども、行政が応援してくれるということは、皆さまが前向きにやりやすい部分もあるのではないかなというのが経験としてあるので、言葉をうまく使い分けていただけるといいなというのはちょっと思います。個人的な意見ですみません。

行政の応援はみんなうれしいんですよね。ありがたいと思っているし。そこはあまり行政側が対等ですというよりも、サポートセンターのほうが対等ですよというのはわかると思うのですね。自助、共助、公助という問題もそうなのだけれども、自助の部分をあまり行政側がおっしゃると、地域は反論しますし、その部分の言葉の使い分けというのはすごく難しいなと思います。

○山田委員長

ありがとうございます。

今のご指摘のご意見の部分を資料の5でもしも読みとるなら、3 ページの4 番の（2）にかかわるような話として入れたいということですか。

○坂田委員

そうですね。

○山田委員長

では、このあたりは、文言調整という形がいいのか、あるいは、これはすぐさま出す資料のご指摘なので、そうすると、ここの中身をより具体的に書き込むべきか、あるいは、この資料を使った研修や説明のときに、このあたりは必ず説明を加えるか、その辺はご判

断いただいたほうが。

○坂田委員

文字に残しておくべきかどうかというところ。なくても、6原則とか7原則でいいと思うのですけれども。実際、心境としては、行政の応援があるというところは、協働を促進するので。

○事務局

今の支援みたいな部分ですと、4ページ、5ページの実施形態の中に、補助とか後援というのが出ていて、ここも前回の委員会の中でご意見をいただいた部分であって、この項目として、支援の要素が強いものが(6)(7)で載っている。こちらについては特に違和感はないですか。このあたりもあわせて。市としては、これから幅広い協働を進めたいという中では、4ページ、5ページにある形態については、一つ、一度、協働として捉えたいなというふうには考えています。ただ、おっしゃるとおり、それが団体のプレッシャーになったりとかというのは意図するところはないので。

○山田委員長

今のご意見のところを少しだけ確認させていただきたいのですけれども、資料として市民の側に「対等です」と書かれていると、市の担当者のレベルに自分たちの思いや活動レベルを高めてからでないと、話を持っていけないのではないかというプレッシャーが今のご指摘の部分ということですね。

○坂田委員

感じる方がいるような感じをこのごろ特に受けているので。対等ではあるのですけれども、あまり言い過ぎてもというところが少しありますね。言葉としてはあったほうがいいと思うのです、正直。

○山田委員長

ですので、実際には、自分たちの活動にまだ、例えば、新しいとか、基盤が脆弱なのでという理由で、自信が持てないときに、少しハードル高く感じてしまっているというところでしょうか。

○坂田委員

そうですね。これから幅広い行動を考えていくという部分で考えると、みんなにも機会があるよということを、多分これから知らしめていきたいのかなとは思っているのですが、言葉としてはいいとは思っているのですけれども。委員長のおっしゃるとおりです。

○山田委員長

わかりました。

○事務局

対等性の言葉なのですけれども、市としても、委託をするとか、契約をする際に、もし市が契約をすると、活動団体がそのとおりやってくださいねと、市が仕様書を作り、これをやってくださいね、団体はこれを請け負いますというのではなくて、お互いで対等に考えて一緒にことをやっていきましょうねという意味合いも含めさせていただければなと思って入れております。そこはどう伝わるか、注意しなければいけないと思います。

○坂田委員

契約部分ではあくまでも対等だとは思うのですけれども、難しいです。

○事務局

そこをうまく伝えていくことが必要だと思います。

○山田委員長

わかりました。ありがとうございます。

ほかにご指摘はいかがでしょうか。

先ほど、自分から2のところで質問のような意見を述べたところが、サポセンは4ページで意見があったのですが、資料4の2ページ目の「協働にもたらされる効果」の中に、市役所側の意義みたいなものをもっと書いてもいいんじゃないかというのを一番上に書いたのですけれども、これは、サポセンは4ページで言っているのですけれども、おそらく文脈からすると、10ページの評価のところにこういうキーワードを少し入れておいていただければ随分変わる感じがするので、これが一つの解決方法かなという感じが、サポセンの資料を読んでいて思いました。なので、事業評価の中、例えば、相乗効果のところとか、自分たちの担当課の事業の改善のような意味合いのところに少しこういった指摘してくださっていることを加えるだけで、誰が何をどのように考えていくかというところがまとまるような感じがします。

検討案としては、10ページの4番の「事業の評価」というところを少し書き足すだけで、だいぶおさまりがよいコメントになる気がしました。追加しておきます。

ほかにはいかがでしょうか。

ここも、今の坂田委員のご発言のとおり、対等な場なので、意見がどんどん難しくなっているということはあまり気になさらずに、こういうことを思うのですけれどもとってくださったほうがありがたいので、もちろん、もっと高度なレベルでも議論が必要であ

ればご発言いただきたいですし、それから、こんなことなのですけれどもと思わずに、様々にご発言いただきたいと思います。気がついた点はどうぞ何なりとご発言ください。いかがでしょうか。

専門家目線で見たときに、行政向けの資料としては大体この辺で網羅的な部分は大丈夫でしょうか。

○原田委員

特に問題ないのではないですか。さっき委員長がおっしゃられたように、主語が誰向けかとか、その辺の目的語がちゃんとなっていれば、いいと思います。

○山田委員長

わかりました。確認状況としては大体このくらいで大丈夫だという段階に近づいてきたので、あと、細かいところを直していただくのと、それから、言葉もニュアンスによっては、受けとめる側の感覚によっては、こちらとしてはポジティブに訴えているけれども、ネガティブに捉えられてしまうという話も、今伺ってなるほどと思いましたので、この辺は、特に対等性の部分について、それから、自主性、自立性のようなところもそうかもしれませんね。ここも少し改正の余地ありというところで見直していただいたり、説明をつけ足していただくことで一旦お願いしたいと思います。

ほかにはよろしいですか。大丈夫でしょうか。

それでは、「『協働のガイドライン』の改定について」ということでの意見交換は一旦ここで終了とさせていただいて、この後の手続というか、このガイドラインの改定を改めて、前回も説明があったと思うのですけれども、委員会の立場としてはどのように段階を確認しておけばよろしいですか。次にどういう議論が必要で、次に何があって、この辺までにできれば庁内の会議に提出したいというところを改めて説明いただいていいですか。

○事務局

最終的に事務局として、今日のご意見も踏まえて、何回か改定素案をお示ししたいと考えております。

それに対して、最終的に、できれば年度内が一つの目安なのですけれども、委員会としての答申をいただきたいと。答申の内容としては、一般的にはガイドライン、市の出した資料がおおむねこれでいいのではないですかというところまで持っていきたいと思っています。あと、例えば、ガイドラインを使って、今後はどういうことに注意してくださいとか、どういうところに注意しながら協働を進めてくださいとか、そういったご意見もあれば、ぜひいただきたいと思っています。

ガイドラインの活用方法については、今回も御意見をいただいていますので、ここは事務局としても当然まとめていきたいと考えています。

ですので、資料としては、今後、事務局としてガイドラインの素案と、今までの議論を踏まえた中でのということで、答申の案みたいなものもお出しして、そこにまたご意見をいただくのが一番いいのかなと考えています。

○山田委員長

それを1月くらいということでしたでしょうか。

○事務局

今年度、あと3回、市民活動推進委員会を予定しているのですけれども、次回から来年度の市民活動推進げんき基金補助金の選定に入っていきますので、そこはかなり時間をとるような形になるかと思います。ただ、資料の中で、ある程度ガイドラインを見ていただいているので、ガイドラインと、おそらく答申もA4、1枚とか半分くらいになると思いますので、そこをご確認いただいて、ご意見をいただくという形。次回以降、随時出していきいたいと考えています。

次回以降の推進委員会ですけれども、まず次は、次年度の市民活動げんき基金補助事業のもう募集が終わった段階で、2月くらいを予定しています。例年ですと、1回目で事業の概要をご説明しながら、事前にこんなことを確認しておいたほうがいいのではないかとご意見をいただく。例年、十数事業の申請がありますので、1団体10分でも、12事業あると2時間という形になります。それをまず一回かかると。

その後に実際に提案された団体からプレゼンテーションを行って、質疑応答のやりとりをいただく。これも半日かかるような形。

最後、プレゼンテーションを踏まえて評価をいただくという形になりますので、次回以降の3回は、市民活動げんき基金補助事業のボリュームを多めに見ながら、ガイドラインの改定についてご確認いただくというようなイメージで考えております。

○山田委員長

そうしますと、この段取りでいきますと、令和4年度以降に改定という案を今年度内に議論する時間は、今のところ多くはなさそうですか。

○事務局

そうですね。あくまで令和3年度内のところをまず見ていただいて、令和4年度以降については、今後また改めてお時間を設けたいと考えております。

○山田委員長

ですので、もしもこの使い方や改定後のありようについてご意見があれば、忘れずに温めておいていただいて。

○事務局

または、答申の附帯意見として、今までのコメントを並べたいと思っています。そこにご確認とかでつけ加えていただくことも可能かなと思っています。

○山田委員長

ただ、会議時間中にたくさん議論するということは難しいということですね。なので、そこをどうしましょうか。最後にそこを確認しておきたいのですが。

私たちの思いとしては、この辺の議論は庁内の問題だけではなく、広く市の領域や市民に伝わるような協働のあり方をきちんと徹底すべきだという意見が繰り返し語られていますので、令和4年度以降の議論にこの委員会の山場がくるという理解でいきますと、これは、どのような意見、今年度の委員の皆さまの意見の示し方ができるのかということなのですが、例えば、前もって思いついたら意見を出しておけるような、目安箱というか、意見提案箱みたいな意味でのメールのやりとりとか、例えばそんな形にしておきますか。

○事務局

今回の委員会の後でも構いませんし、その後、議事録をご確認いただく中で、こういった部分もということで御意見をいただければ対応ができますので、例えば、それを年内とかでも十分対応ができます。今回欠席の方もいらっしゃるしますので、情報提供しながら、意見を受けられるような形を整えたいと思います。

○山田委員長

では、随時思いついたら、とりあえず事務局にメールを送っていただければ、保存しておいてくださると。

○原田委員

1点だけいいですか。今後のことで関係ないかもしれませんが、僕の印象だと、協働事業というのはあくまでモデル事業で、これをやった後にどう次につなげていくかというのがすごく大事だと思っています。難しいのは、市民活動団体というのは、完全な事業型から本当のボランティア型までいっぱいあるので、それぞれのタイプに応じた関わりというのが必要になってくると思うのですね。さっきご発言があったような団体というのは、どちらかという草の根で、まだ自分たちでも何をするかわからないというようなところをうまくサポートするというのは、おそらく基金とか、補助金というのが一定あって、事業型に対しては、おそらく委託になると思うのですけれども、個人的には委託が一番問題だと思うのですね。

今の関連で、委託というのは、1円でも安いところに基本的には委託しなさい。競争

性をちゃんと担保しなさいとなっているのですけれども、ただ、地元の地域の発展、これは営利でもいいと思うのですけれども、地場産業であるとか、茅ヶ崎で活動している団体をちゃんと育てていくとか、支援していくという意味でも、一定数その活動している団体に対して委託をきちんと出して行って、しかも、それは食べられる委託といいますか、非営利だから間接費も出ないというのではないような委託をきちんと出すようなルールをつくっていく必要があると思うのですね。そうすると、多分、新しく追加の予算を立てなくても、今の委託の現状を少し変えるだけでも、それが新しい受け皿になるような気がするのです。できれば、そこを提案とか、お願いとか、調査というのですか。実際、今、委託がどうなっているとか、契約は、例えば、NPOに出すときにどんな論点なり課題があるのかとか、随意契約の考え方とか、その辺は個人的な関心ではあるのですけれども、僕も勉強させていただける機会があるとありがたいなど。必要なら一緒に調査をさせていただけるとありがたいと思うのですけれども、委員会で何かできれば。

○事務局

ありがとうございます。

○山田委員長

では、一旦、ご検討いただくということでお願いします。

○事務局

今お話があった協働事業がモデルだったところのモデルが、残念ながら休止、動いていないという状況ですので、その後をどうつなげていくか。一例とすると、以前の委員会で例として示させていただいた保護猫、野良猫を去勢する事業というのは、うまいこと委託された後にも続いているので。ただ、そういった状況の調査ですとか課題というのは検討させていただければと思います。

○山田委員長

ありがとうございます。

ほかには、今後の流れ、進め方についてご質問ありますか。

よろしいですか。

それでは、議題の1番を以上とさせていただきまして、続いて、議題の2のその他で、先ほど説明がありましたとおり、事務局から報告と提案があるということでしたので、こちらのご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、2点ございまして、まず1点目、こちらは特に資料はないのですが、前回

の委員会で皆さまにご確認いただきました令和４年度実施市民活動げんき基金補助事業の募集要項につきましては、９月３０日まで皆さまからの追加意見を受け付けることとしておりましたが、皆さまから追加の意見をいただきませんでしたので、前回お示しした要項に説明会の日程等の調整をさせていただきましたものを、今後公開し、事業を募集する予定とさせていただきます。

応募のありました事業につきましては、令和４年１月１３日の募集期間終了後、冊子に取りまとめて委員の皆さまに郵送等でお配りさせていただきます。

その後は、公開のヒアリング・プレゼンテーションに向けて、皆さまと一緒に事前質問の作成や、事業内容の確認をお願いすることになりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

では、続きまして、皆さまからご意見をいただきたい案件になりますが、本日、当日配付、机上に配付させていただきました市民活動推進補助事業変更承認申請書と、参考資料の、４Ｈｅａｒｔｓ市民活動推進事業企画書をお手元にご用意をお願いいたします。

こちらにつきましては、今年度実施していただいている補助事業につきまして事業内容を変更したいという旨の申請がありましたので、委員の皆さまのご意見を伺うものでございます。皆さまからの意見を踏まえた上、市として変更を承認するかどうかの判断をさせていただきます。

ですが、皆さま、４Ｈｅａｒｔｓの事業を採択したときの状況をよくご存じないと思いますので、先に参考資料１の４Ｈｅａｒｔｓの市民活動推進補助事業の企画書をご覧ください。こちらは、昨年の応募時に提出していただいた事業企画書になりまして、こちらをもとに、昨年度、公開のプレゼンテーションを受けていただいて、事業を採択しております。

一般社団法人の４Ｈｅａｒｔｓは、聞こえに悩みを持たれている方やその関係者を主な対象とした、多様性を当たり前にするための対話の場としてのみみここカフェの開催と、ろう者を取り巻く環境の現状や、課題解決に向けた試みなどの紹介を目的とした、みみとこころのポータルサイトのコンテンツ作成公開を主な事業として補助事業の申請をいただいております。

このうち、みみここカフェに関する費用として計上されているフェイスシールドの購入費用について、より予防効果が高い透明防塵マスクに変更すること、また、みみとこころのポータルサイトに関連する経費として計上されているインタビューに関する謝金、こちらについて、コロナ禍の影響が想定より大きかったために、一部インタビューを実施することが困難になったことから、その経費をＭＰ３プレイヤー及びヘッドホン等の購入費に変更したいと変更承認申請がございました。

ＭＰ３プレイヤーにつきましては、健常者の方が聴覚障がい者の体験をする際に、ホワイトノイズを再生するために使用し、その体験で感じたことなどをポータルサイトの記事として取り扱うということでございました。

購入する物品及び変更後の収支予算案につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。

説明としては以上となります。何かご意見あれば、よろしくお願いいたします。また、事業内容について追加の説明が必要であれば、その点もご説明させていただきます。

○山田委員長

ありがとうございます。

では、まずご質問がありましたら、どうぞお尋ねください。

○原田委員

全く異存はないです。買っていただければいいと思うのですが、MP3プレイヤーというのは聞いたことがないのですが、安いものを高いもの、いいものにしたいて書いてあったのですが、もう少しいいやつにしてもいいような。何かすぐ壊れそうなイメージがあるのですが、大丈夫なのですか。

○事務局

今まで使っていたものが、さらに安く、1つ500円のもので壊れやすかったということで、少しいいものということで申請いただいております。補助上限の中で、必要台数をそろえるためのランクのものを選定いただいたものとは思いますが。その辺も団体のほうに確認をしておくようにいたします。ご質問ありがとうございます。

○山田委員長

8倍の料金になったんですね。

○事務局

台数との兼ね合いで、単に台数を半分にすれば、倍の値段のものを買っていただくことも可能かと思うのですが、今後の事業の中でももちろん活用していただきたいと思うので、この事業を実施する上で必要なランクのものを買ってもらいたいなと市としては思っております。事務局としてはそこまで値段帯として支障があるものではないかなと考えております。

○貴島委員

事前にご相談があったのですか。

○事務局

一度いらっしゃって、今使っているものは桁1つ安いものということで、すぐ接触が

悪くなってしまうということで、団体としても長く使っていく上で、今提案があるものであれば使えそうだとということで判断をいただいているところです。

○貴島委員

多少なりとも長いこと使ってほしいし、壊れるのがわかっていて買うのも何かなと。

○事務局

その辺も事務局からメール等で担当者のほうにつけ加えておこうかなと思います。

○貴島委員

かなり苦労していらっしゃるから、こう見ていると、安いのを探そうとしているから。そういうのではないんだよというのを。必要なものはちゃんとしたものを買わなければならないだろうし。

○事務局

わかりました。ありがとうございます。

○山田委員長

ほかにはご質問よろしいでしょうか。

○坂田委員

団体の事業の総予算が77万9,455円。補助金のほうが60万円補助となっているのですが、支出について、60万円の内訳というところまでは問わないのですね。補助金をどこに投入するかというところまでは詳しくは追求しないということですか。

○事務局

そこまでは追求していません。あくまで1つの事業として大枠で総予算で、今回は80%、60万円が上限ですので、その範囲の中で動いていただく。

○坂田委員

理解しました。

○山田委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

では、ご質問なければ、これは了承を得るべき議題だそうですので、皆さまのご意見を伺おうと思いますが、今回の変更案をご了承いただけますでしょうか。もしもご異議が

あれば、挙手でお知らせいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご異議なしということで、この変更案は委員会として承認という結論とさせていただきます。

では、これでその他の冒頭の2件が終了したということなので、続いて、日程調整でしょうか。これはどうしますか。

○事務局

既に第7回の日程については、だいぶ早いタイミングではあったのですが、皆さまにご確認をさせていただいておりますので、今後、もう少し期日が近くなりましたら、皆さまの意見を再度ご確認させていただいて、開催日を正式に通知させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山田委員長

今のところ、おおよその目安で言うと、来年になるのですか。

○事務局

今後の市民活動げんき基金補助事業のスケジュール、先ほどもご説明させていただきましたが、1月13日までが来年度実施事業の募集期間となりますので、それが終わりましたら、事務局のほうで企画書を全て冊子にまとめさせていただきます。それをその後に委員の皆さまに先にお送りさせていただいて、次回の委員会までにご一読いただければなと考えております。

あわせて、第7回の委員会では、事前質問を考えたいと思っておりますので、第7回の委員会までに、委員の皆さまから団体のほうに質問をしたい。公開ヒアリング・プレゼンテーションの前に事前に確認しておきたいという内容の質問を事前にいただきまして、第7回の委員会を開催したいと考えております。ですので、第7回の予定としましては、おそらく2月の下旬になるかと思っております。

○山田委員長

という予定で、このあと3回ですね。プレゼンテーションを入れると4回。

○事務局

事前の確認があつて、プレゼンテーションがあつて、評価がある。3回です。

○山田委員長

3回の予定で進めますので、ご協力をお願いいたします。

では、委員の皆さまのほうから何かその他の連絡事項等ありますか。

よろしいでしょうか。

それでは、予定の４時半ですので、審議内容、報告内容は以上とさせていただきます。

以上で議事を全て終了しました。ご協力ありがとうございました。

第６回の委員会を閉会させていただきます。